

議第45号

呉市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について  
 呉市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市営住宅条例の一部を改正する条例

呉市営住宅条例（平成9年呉市条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(入居の手続)</p> <p>第12条 入居決定者は、決定のあった日から10日以内に、次に掲げる手続をしなければならない。</p> <p>(1) <u>入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、市長が適当と認める連帯保証人2人の連署する請書を提出すること。</u></p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>市長は、特別の事情があると認める者に対しては、第1項第1号の規定による請書に連帯保証人の連署を必要としないこととすることができる。</u></p> <p>4・5 略</p>	<p>(入居の手続)</p> <p>第12条 入居決定者は、決定のあった日から10日以内に、次に掲げる手続をしなければならない。</p> <p>(1) 請書を提出すること。</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>3・4 略</p>
<p>(家賃の納付)</p> <p>第17条 市長は、入居者から<u>第12条第5項</u>の入居可能日から当該入居者が市営住宅を明け渡した日（第33条第1項又は第38条第1項の規定による明渡しの請求をした場合にあってはその期限として指定した日又は明け渡した日のいずれか早い日、第43条第1項の規定による明渡しの請求をした場合にあっては明渡しの請求をした日）までの間、家賃を徴収する。</p> <p>2～4 略</p> <p>(敷金)</p> <p>第19条 市長は、入居者から入居時における3月分の家賃に相当する金額の範囲内において敷金を徴収するものとする。</p> <p>2 略</p>	<p>(家賃の納付)</p> <p>第17条 市長は、入居者から<u>第12条第4項</u>の入居可能日から当該入居者が市営住宅を明け渡した日（第33条第1項又は第38条第1項の規定による明渡しの請求をした場合にあってはその期限として指定した日又は明け渡した日のいずれか早い日、第43条第1項の規定による明渡しの請求をした場合にあっては明渡しの請求をした日）までの間、家賃を徴収する。</p> <p>2～4 略</p> <p>(敷金)</p> <p>第19条 市長は、入居者から入居時における3月分の家賃に相当する金額の範囲内において敷金を徴収するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>市長は、入居者が賃貸借に基づいて生じ</u></p>

	<p><u>た金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は、市長に対し、敷金をその債務の弁済に充ててを請求することはできない。</u></p>
<p>3 第1項の規定により徴収した敷金は、入居者がその市営住宅を<u>明け渡す</u>とき、これを還付する。ただし、当該入居者において、<u>未納の家賃又は損害賠償金等当該市営住宅に係る債務があるときは、敷金のうちからこれを控除した額</u>を還付することができる。</p>	<p>4 第1項の規定により徴収した敷金は、入居者がその市営住宅を<u>明け渡した</u>とき、これを還付する。ただし、当該入居者において、<u>賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務又は損害賠償債務があるときは、敷金の額から、これらの債務の額を控除した残額</u>を還付することができる。</p>
<p>4 略 (修繕費用の負担)</p>	<p>5 略 (修繕費用の負担)</p>
<p>第21条 市営住宅等の修繕に要する費用(<u>障子、ふすま等の張り替え、破損ガラスの取替え、畳の表替え、建具の補修等の軽微な修繕及び給水栓、スイッチその他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用を除く。)</u>は、市又は指定管理者の負担とする。</p>	<p>第21条 市営住宅等の修繕に要する費用は、<u>次条第4号に掲げるものを除き、市又は指定管理者の負担とする。</u></p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>3 入居者の責めに帰すべき事由によって<u>第1項の規定により市又は指定管理者の負担とされる修繕の必要が生じたときは、同項の規定にかかわらず、入居者がこれを修繕し、又は修繕に要する費用を負担しなければならない。</u> (入居者の費用負担義務)</p>	<p>3 入居者の責めに帰すべき事由によって<u>市営住宅等の修繕の必要が生じたときは、第1項の規定にかかわらず、入居者がこれを修繕し、又は修繕に要する費用を負担しなければならない。</u> (入居者の費用負担義務)</p>
<p>第22条 次に掲げる費用は、入居者の負担とする。 (1) ～(3) 略 (4) <u>その他市長の指定する費用</u></p>	<p>第22条 次に掲げる費用は、入居者の負担とする。 (1) ～(3) 略 (4) <u>障子、ふすま等の張り替え、破損ガラスの取替え、畳の表替えその他規則で定める修繕に要する費用</u></p>
<p>(住宅の明渡請求) 第43条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、入居者に対して、市営住宅の明渡しを請求することができる。</p>	<p>(住宅の明渡請求) 第43条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、入居者に対して、市営住宅の明渡しを請求することができる。</p>
<p>第43条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、入居者に対して、市営住宅の明渡しを請求することができる。</p>	<p>第43条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、入居者に対して、市営住宅の明渡しを請求することができる。</p>

(1) 入居者が不正の行為によって入居したとき。

(2) ～(9) 略

2 略

3 市長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の規定による請求をしたときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については近傍同種の住宅の家賃（特賃住宅にあっては、第14条第5項の規定により定めた家賃又は同条第6項の規定により変更した家賃とする。以下この条において同じ。）の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に年5分の割合による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については毎月近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下で別に定める額の金銭を徴収することができる。

4～6 略

別表（第3条関係）

名称	位置
略	
池ノ浦アパート	呉市吉浦池ノ浦町4番内、5番内、9番内及び10番内
略	

(1) 入居者が不正の行為によって入居したとき。

(2) ～(9) 略

2 略

3 市長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の規定による請求をしたときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については近傍同種の住宅の家賃（特賃住宅にあっては、第14条第5項の規定により定めた家賃又は同条第6項の規定により変更した家賃とする。以下この条において同じ。）の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に法定利率による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については毎月近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下で別に定める額の金銭を徴収することができる。

4～6 略

別表（第3条関係）

名称	位置
略	
池ノ浦アパート	呉市吉浦池ノ浦町4番内、5番内、9番内及び10番内
天応大浜アパート	呉市天応大浜3丁目2番内
略	

### 付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、別表の改正規定は、同年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の呉市営住宅条例第12条第1項第1号の規定は、令和2年4月1日以後に提出される請書について適用し、同年3月31日までに提出される請書については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 天応大浜アパートに係る入居者の決定の手続，敷金の徴収手続その他市営住宅を供用するために必要な準備行為は，別表の改正規定の施行前においても行うことができる。

(提案理由)

公営住宅管理標準条例（案）の一部改正を踏まえ所要の規定の整備をするとともに，天応大浜アパートを追加するため，この条例案を提出する。